

個人情報保護委員会の報告徴収等に係る権限が農林水産大臣に委任されている業種等に従事する個人情報取扱事業者において個人情報又は特定個人情報の漏えい等事案が発生した場合の対応要領

(平成29年5月25日付け 29広第66号大臣官房広報評価課長通知)

第1 目的

この要領は、個人情報保護委員会の報告徴収等に係る権限が農林水産大臣に委任されている業種等に従事する個人情報取扱事業者において個人情報等の漏えい等事案が発生した場合の農林水産大臣への報告の迅速かつ適切な実施を図り、もって当該個人情報取扱事業者における個人情報等の適正な取扱いの確保に資するため、当該報告に関する事項、報告様式等必要な事項を示したものである。

第2 用語の定義

この要領において使用する用語は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。

1 個人情報等

個人情報、個人番号又は特定個人情報をいう。

2 委任業種等関係事業者

法第44条第1項に基づき法第40条第1項に規定する個人情報保護委員会の権限が農林水産大臣に委任されている業種等に従事する個人情報取扱事業者をいう。

3 個人情報漏えい告示

個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について（平成29年個人情報保護委員会告示第1号）をいう。

4 特定個人情報漏えい告示

事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（平成27年特定個人情報保護委員会告示第2号）をいう。

5 漏えい等事案

(1) 委任業種等関係事業者が保有する個人データ（特定個人情報に係るものを含む。）の漏えい、滅失又は毀損をいう。

- (2) 委任業種等関係事業者が保有する加工方法等情報（個人情報保護に関する法律施行規則（平成28年10月5日個人情報保護委員会規則第3号）第20条第1項に規定する加工方法等情報をいい、特定個人情報に係るものを含む。）の漏えいをいう。
- (3) 上記（1）又は（2）のおそれ（事案が発覚した時点では事実関係や発生原因を詳細に調査しないと漏えいに該当するかどうか不明であるが、その疑いがある場合をいう。）。

第3 個人情報等の漏えい等事案が発生した場合の報告について

1 委任業種等関係事業者は、その取り扱う個人情報等について、漏えい等事案が発生した場合（個人情報漏えい告示又は特定個人情報漏えい告示において規定されている個人情報保護委員会に報告を要しない場合を除く。）には、個人情報漏えい告示又は特定個人情報漏えい告示の規定に基づき、その事案の事実関係及び再発防止策等について、次の各号のいずれかの方法により、速やかに、農林水産大臣に報告するよう努めるものとする。

- (1) 別記様式第1号による報告書の提出（個人情報漏えい等事案の場合）
- (2) 別記様式第2号による報告書の提出（個人番号又は特定個人情報漏えい等事案の場合）
- (3) 電話、口頭等による報告（報告すべき事項は別記様式第1号又は別記様式第2号に記載すべき事項に準ずる。）

なお、上記（3）による報告を行った場合は、後日、別記様式第1号又は別記様式第2号による報告書を提出するものとする。

- 2 委任業種等関係事業者は、農林水産大臣に漏えい等事案の報告を行う場合は、漏えい等事案に係る個人情報を使用される業務を所掌する農林水産省本省の担当課長（以下「本省業務担当課長」という。）又は当該業務を所掌する施設等機関若しくは地方支分部局の担当課長（以下「地方支分部局等業務担当課長」という。）に事案の報告書（電話、口頭等によるものを含む。以下同じ。）を送付するものとする。
- 3 委任業種等関係事業者が事案の報告書を送付する場合に、自己の関係する本省業務担当課又は地方支分部局等業務担当課が複数ある場合には、そのいずれかの課長に報告書を送付すれば足りるものとする。
- 4 委任業種等関係事業者は、事案を把握した時点で農林水産大臣に第一報として直ちに報告するよう努めるものとする。第一報を行った事案について、事実関係、発生原因に関する新たな事実を把握したとき及び新たな対応策等を決定したときは、経過報告として直ちに報告するよう努めるものとする。第一報を行った事案につい

て、事実関係の把握、発生原因の特定及び対応策について全て確定したときは、確報として直ちに報告するよう努めるものとする。

- 5 委任業種等関係事業者は、自己の関係する本省業務担当課又は地方支分部局等業務担当課が不明な場合には、報告書の送付先について農林水産省大臣官房広報評価課（以下「広報評価課」という。）に相談することができる。この場合、広報評価課は、関係する本省業務担当課に農林水産関係事業者からの報告の受付け等必要な連絡及び調整を行うものとする。

附 則

この要領は、平成29年5月30日から施行する。